

「まち育て」活動を支援します

市民活動支援事業にご応募を

市民まちづくり推進室 内線 362

市では、市民の皆さんの自主的で創意工夫にあふれた「まち育て」活動に対して、次のとおり助成を行います。「市民が主役のまちづくり」皆さんの積極的な応募をお待ちしています。

◇募集期間 4月10日(月)～5月12日(金)

◇対象団体 5人以上で構成された団体で、次に該当すること

- ①グループ員のすべてが市内に在住または通勤(通学)していること
- ②市内を中心に活動している(する)こと
- ③政治、宗教および営利を目的としていないこと

◇対象事業 市民の皆さんがあらかじめ企画し実施する「まち育て」活動で、次に該当すること

- ①市内で実施される活動
- ②誰もが参加できる活動、または一般に公開される活動
- ③平成19年3月までに実施される活動
- ④政治、宗教および営利目的でない活動

◇助成内容 活動に要する経費

(経常的な運営経費などを除く)

◇助成金額 対象経費の3分の2以内で、審査により決定
(上限は20万円)

◇申込み 市民まちづくり推進室、各連絡所にある申請書に必要事項を記入の上、市民まちづくり推進室へ

※申請書などは、市のホームページ

(<http://www.city.minokamo.gifu.jp/home/sosiki/machi/jichi/sienzigyotop.htm>)からもダウンロードできます

◇審査会 書類審査のほかに、企画発表会を5月20日(土)に公開で実施します



昨年の審査会の様子

地球に
やさしい

生ごみ処理機など

購入額の一部を助成します

環境課 内線 306

生ごみ処理機・堆肥(たいひ)化容器(コンポスト)・粉碎機購入額の一部を助成します。

◇対象 市内に住所を有し、居住している人

◇申込み 生ごみ処理機・コンポスト・粉碎機を購入した時に、購入先から発行された領収書(原本)とあなたの印鑑、金融機関の口座番号が分かるものを、環境課または各連絡所にお持ちください

※粉碎機(剪定[せんてい]した小枝や葉などを粉碎する機械)については、自治会などの市民団体も対象となります

※生ごみ処理機・粉碎機の場合は、保証書も必ずお持ちください(領収書は原本、保証書はコピー)

《確認してください》

- ・領収書には、購入者名・購入した商品名・販売店名が記載であること
- ・保証書には、販売店名・購入者名が記載であること(保証書の無い製品(外国製など)について、取扱説明書に販売店名の記入および押印の上お持ちください)
- ・申請者名・領収書氏名・保証書氏名・振込口座名義人が同一であること

◇助成額

- ・生ごみ処理機および粉碎機…購入金額の2分の1(上限20,000円)を助成。ただし、1世帯または1団体(粉碎機のみ)につき1基
- ・コンポスト…購入金額の2分の1(上限4,500円)を助成。ただし、1世帯につき2基

